

令和6年度 第1回さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク 議事録

- 1 日 時 令和6年7月26日(金) 10時～11時30分
- 2 会 場 ときわ会館 501会議室
- 3 出席委員 沢崎 俊之 神尾 尊礼 松本 敏雄 菅野千香子 久世 晴雅
(敬称略) 西脇 賢一 須藤 明 八島 健 森田真紀子 緒方 健二
浅見 正史 鈴木 朋憲 川島美佐子 小川恵美子 久保 巨樹
栗原 章浩 鶴田 順彦 (米山一則委員の代理)
- 4 欠席委員 岩崎 彩 望月 三之 根本 淑枝 中村 奏 吉川 洋一
(敬称略) 飯沼 聡 根岸 君和 前橋 力 米山 一則 高橋 篤
- 5 事務局 子ども未来局長、子ども育成部長、子ども・青少年政策課長、他3名
- 6 説明者 さいたま市教育委員会学校教育部参事兼生徒指導課長 他1名
同学校教育部参事兼総合教育相談室長 他1名
- 7 配布資料
 - 次第
 - 委員名簿
 - 資料綴り
 - 1 市長部局の取組について
 - (1)青少年健全育成事業の取組
 - (2)さいたま市いじめ問題再調査委員会の開催状況について
 - (3)令和5年度児童生徒いじめ相談受付について
 - 2 教育委員会の取組について
 - (1)市立学校のいじめの現状及びいじめ防止等に向けた取組について
 - (2)さいたま市の教育相談体制について
 - 令和5年度「青少年の主張大会」記録集
 - 青少年育成さいたま市民会議広報誌 はばたき第36号
 - いじめ防止啓発品(クリアファイル、付箋)
- 8 議 事
 - 1 開会
 - 2 あいさつ 子ども未来局長
 - 3 委員自己紹介
 - 4 協議
 - (1)いじめ防止のためのさいたま市の取組について
 - ①本ネットワークの役割について
 - 子ども・青少年政策課長から説明
 - ②市長部局の取組について
 - 配布資料1-(1)、(2)により、子ども・青少年政策課長から説明
 - 配布資料1-(3)により、南部児童相談所長代理(副参事)から説明

③市教育委員会の取組について

○配布資料 2-(1)により、生徒指導課長から説明

○配布資料 2-(2)により、総合教育相談室長から説明

<質疑・応答>

(神尾委員)

総合教育相談室説明の校内教育支援センターについて2点伺いたい。

一つ目は、どのような方が指導に当たっているか。支援しているのか

二つ目は、児童生徒の利用の仕方を伺いたい。

(総合教育相談室長)

今年度から、校内教育支援センター（Sola るーむ）を実施している。

各学校によって様々な者が対応している。例えば、スクールアシスタントや、教職員が時間割に位置付け、担当教職員を決めて指導・支援を行っている。

利用の仕方は、各学校で子どもと保護者と教職員が面談を行い、利用の方法を話し合っている。

(沢崎委員長)

今後どのように運用していくか大事になっていく。特に利用方法などまだ、研究の余地があるように思う。

(松本委員)

8月に実施する「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」（以下「子どもサミット」）について伺う。

子どもたちのとらえ方が、直接聞ける機会であり、とても期待の大きい取組だと考える。さらに発展していくようにしてほしい。学校の夏休みに入ったところでの実施ということで、今回を契機に、発展的に事業をすすめてほしい。そこで、今後の取組について、どう考えているのか伺う。今後市全体で行うのか、その後区単位とか。きめ細かに行う計画とか。様々な方向性があるだろう。

教育委員会で考えている方法性を話してほしい。

(生徒指導課長)

多くの方々に、学校の取組を知ってほしい、理解してほしいという思いから、「子どもサミット」を行っていく。

今までは、8月初旬に「さいたま市子ども会議」として、代表児童生徒が話し合いを行い、その内容を8月下旬の「いじめ防止シンポジウム」で発表した。地域の方からはいじめ撲滅の宣言をおこなった。成果の多い取組であった。数年行ってきたが、改善についての意見もいただく中で、「この形だと、限られた児童生徒だけが参加という形になってしまう」との意見を踏まえ、今年度から、2つの事業を「子どもサミット」として1つにした。大宮国際中等教育学校の20教室を利用して実施していく。発表するグループと全体を見るグループの2つにわけて行う。いわゆるワークショップ形式で行っていく。

今後、毎回ご意見を頂き、改善を加えながら、いじめ撲滅の機運を全体で高め、保護者や地域の方、行政と一体になって取り組んでいく。

(久世委員)

組織的な取組について話を伺いたい。

先ほど児童相談所から説明があったが、児童相談所に行くまでには、学校に相談せずに、直接児童相談所にいっているということか。学校の中で処理できないということだろうか。学校組織の中で処理できないときはどうしているのか。学校で解決されればいいのだが。なぜ、児童相談所までいく事案になっているのか伺いたい。

また、自ら SOS をだし、相談できる機関を子どもたちが知っているのか。子どもたちがいろいろな相談組織の連絡先を知っているのか。

(沢崎委員長)

まず、1 点目、「児童相談所に、子ども、保護者から電話が直接かかってくるという事」について話をしてほしい。

(南部児童相談所副参事)

相談のほとんどが、学校との関係がよくないからではなく「子どもや保護者が学校にも相談しているが相談所にも相談したい」、「学校に相談していいのかわからない」という相談が多い。窓口が児童相談所だから、まず児童相談所に相談がある。

(沢崎委員長)

次に SOS の相談機関の周知について、説明をお願いします。

(総合教育相談室長)

長期休業前に、アンケートを各学校でとっている。そのアンケートに相談先を記載している。学校を通して、チラシや手紙を配布している。

(浅見委員)

市教委と相談する。連携を図っている。法律的な判断が必要な事案があればスクールロイヤーに相談する。SNS など、学校だけでは手に負えないときは、警察と連携している。学校だけで難しい事案が増えていると感じている。

(久世委員)

児童相談所に言った結果、児童相談所から学校に連絡がいくのか。

(南部児童相談所副参事)

児童相談所だけで解決しない場合、相談者の特定ができた場合、所属先が特定できた場合、学校に電話することがあるが、相談は特定せずに受け付けるという側面がある。学校に相談することはあまりない。重要な時は、生徒指導課、総合教育相談室に相談することはあると思う。

(久世委員)

新聞等報道では、組織的な対応が大変になっていると感じる。まずは早期に学校で解決できる、物事が深刻になる手前に何とかできることがあるのではないかな。早い解決につなげてほしい。将来ある子どもたちのために。

(沢崎委員長)

生徒指導課から事例を出していただいている。今回、昨年度の話し合いの内容を踏まえ、事務局がよく考え準備頂いている。子ども本人が自分の力で解決できるように、学校を含めて、子どもを取り巻く周りが精いっぱい支援等を行っていて、解決に向かう事例であると思う。地域の活動に役立てる事例になればと思う。

(2)各団体の取組、子どもの状況について

(沢崎委員長)

それぞれの団体・機関における「いじめ防止」の取組、委員の皆様から見た子どもの状況について情報があれば、紹介してほしい。

初めに学校におけるいじめ防止の取組、子どもの状況について、ご紹介をお願いしたい。小学校、中学校の順にお願いしたい。

(緒方委員)

本校の取組を中心にお話しする。いじめの定義が難しいので、学校内で児童にわかりやすく話をし、理解できるようにしている。そして、子どもたちが主体的に考える取組を行っている。例えば、放送委員会では、朝の放送で、みんな仲良くしていきましょう等の呼びかけを行っている。アンケートや普段の子どもの様子から、教職員が子どもの様子をよく把握し、面談や対応をしている。学校だけでは難しい

ことがあるので、保護者と連携しながら対応している。また、主任児童委員からの情報等も生かして取り組んでいる。

(浅見委員)

市立学校では、6月を「いじめ撲滅強化月間」と位置付け、取組を行っている。その中でポスターの下にクラスごとのスローガンを記入している。本校では9月に発表会も行っている。

小中連携のあいさつ運動も行っているが、暑さ、新型コロナ等があり、時期・期間を考え実施を計画している。

また、6月の校長講話では、学校総合大会の激励といじめ防止の内容にわけて行っている。4月当初に、配慮を要する生徒について教職員で情報共有している。

学期の終わりには、教職員の会議の中で、いじめを含め子どもたちが1学期どうだったのか、報告や振り返る機会を設定している。

月に1回、いじめ未然防止のために実施しているアンケートを実施している。7月は、相談機関をアンケート下に印刷し、生徒が切り取って持ち帰ることができるようにしている。また、毎月実施後すぐに気になる生徒に対してその日のうちに面談などで対応している。

(沢崎委員長)

次に、いじめ防止の取組について、事前に事務局に情報提供くださった委員から発言をお願いしたい。

(神尾委員)

埼玉弁護士会では、埼玉県やさいたま市等に、スクールロイヤーを推薦しており、実際に委嘱されています。また、重大事態第三者委員の推薦も行っています。そこでは2点話題になっています。

一つ目は、国からスクールロイヤーがアドバイザーを超えて、学校の代理人となるかについて打診されている。実際、埼玉県からは代理人業務ができるか打診があった。今後スクールロイヤーの職域をどうするかは課題になろうかと思う。

二つ目は、第三者委員会・スクールロイヤーの待遇についてだが、第三者委員として選任された弁護士は、報告書の起案を任されることが多いが、原則として報告書の作成時間は無報酬であり、会議ごとに報酬をもらうことになっている。そこで弁護士会は、県や市に対して、報酬の適正化を求めている。

(須藤委員)

県公認心理師協会は、公認心理師、臨床心理士の資格者で構成する職能団体である。会員は、教育領域のほか医療、福祉、司法、産業と言った領域で活動している。

スクールカウンセラー（以下、「SC」）は、不登校、いじめ、自傷行為など児童・生徒に関する課題にかかわっている。いじめ問題に関しては、いじめの早期発見、いじめの訴えがあった場合の事実関係の把握・調査、といった初期段階の対応が重要だと認識している。また、加害行為をしている児童・生徒に発達上若しくは家庭環境などの課題を有している場合が少なからず見受けられ、指導ばかりではなく、教育相談的対応のハイブリッド的な視点が必要になってくる。そのために、必要に応じてSCとの有機的な連携が図れるように早い段階からSCの関与を考えていただきたい、という会員の声もある。

その他、いじめ第三者委員会への推薦依頼がさいたま市に限らず県内の自治体から相当数あり、経歴その他に鑑みて、ふさわしい委員の推薦を行うように心がけている。自傷行為の背景にいじめの問題が潜んでいる場合もあり、あらゆるサインを見落とさないことが重要であると考えている。

最後にいじめとは異なるが、性加害行為の問題が以前よりも散見されているとの印象を抱いている。被害を受けた児童・生徒への聴き取りは、その方法次第では二次的被害を生じさせかねないリスクをはらんでいる。こうした点について関係者の間で共有しておく必要があると思う。

(沢崎委員長)

次に、本日欠席の委員からの情報提供があったら、事務局から紹介してほしい。

(事務局)

はじめに、ひまわり特別支援学校長前橋委員からは、いじめ防止の取組について、「いじめ撲滅強化月間の取組」、「学級スローガン及びポスターを作成し掲示」、「児童生徒会によるいじめ撲滅キャンペーン実施」、「児童生徒へのアンケートの実施」、「昇降口へのベストショット・写真の掲示」、「小・中・高等部の交流」、「教員向けの研修会の実施」などの紹介があった。

次に、市子ども会育成連絡協議会会長望月委員からは、「集団の中でのコミュニケーションが不得手な子どもが多いと感じています。」との話が届いている。

最後に、市PTA協議会副会長菅野委員からは、「毎年さいたま市教育委員会の主催する『いじめ防止シンポジウム』を共催しています。今年度は「子どもサミット」としてワークショップなどを通して子どもたちと共にいじめ問題を考えていきます。」との話があった。

(沢崎委員長)

これまでのご発言のない委員の方から、一言頂ければと思います。

(西脇委員)

前回、いじめの取組について発表し、4月以降についても発表した内容について対応しているところである。現状上手く対応できていると考えているものの不安ではある。

いじめがあった時にきちんと対応・対策していたと言えるよう、講師やコールセンターと連携して対応する。また、現在行っている取組についても、見直ししながら実施している。

(森田委員)

0～18歳までの児童とその保護者が利用できる児童センターを運営している。ヤングケアラー支援の側面から、市内全小・中学校等にSOSカードを配布及び施設内に相談箱を設けているが、その相談の中にいじめに関する情報もある。得られた情報は、運営協議会等で地域関係機関へ周知・相談を行っている。

(鈴木委員)

警察と学校は日頃から、安全対策の面を中心に連携している。いじめ等の事案があれば、引き続き連携していきたい。

(川島委員)

いじめは、人権問題である。いじめを事前に防ぐために人権教室を行ったり、SOSミニレターを配布したりしている。中には重大な事案があると思うが、学校等と連携してやっていきたい。

(小川委員)

人権擁護委員として、最近、紙芝居などを活用して、人権教室の一環で幼稚園、保育園対象に、温かい言葉遣いなど、啓発活動を行っている。

(久保委員)

小学4年生から中学3年生及びそのご家族等を対象に、子どもの精神保健相談室を設置し、子どもの心の問題に関する相談支援を行っている。また、ひきこもり相談センターを設置し、ひきこもりに関する相談支援も行っている。相談する内容の背

景は様々なものがある。今後とも、子ども、保護者に寄り添った対応をしていきたい。その中では、関係諸機関の方との連携が重要であるので、今後もよろしくお願いしたい。

(栗原委員)

日頃より学校は、多くの方にささえられている。本日の会でも改めて感じた次第である。各機関の連携をお願いし、いじめがなくなるように今後も取り組んでいきたい。

(久世委員)

毎日、防犯ベストを着用し、ライトをもって学校の正門等で立哨指導を行っている。その中で、子どもたちの様子、変化に気を配っている。先日ライトをつけてないで立っていると、子どもが「ライトをつけないと」と注意する子どもがいる。そういう子もいれば、握手する子もいれば、じゃんけんをする子、指相撲する子もいる。子どもたちは、われわれ大人を見ている。だから大人は「地域の目」、「子ども顔をうかがいなさい」ということが大切だと感じている。また、中学生が生徒会を中心に小学校の正門であいさつ運動を実施している。兄姉が見守る活動はとても意義がある取組みである。先輩が挨拶してくれるという経験はとてもいいことであり、大切だと思う。

また、学校運営協議会において、学校の状況を伺うことが多いが、いじめなど校内で解決していることが多いと伺っているが、今後もまずは、校内で解決できるように学校運営協議会として今後も連携協力していきたい。解決できない場合はどうしたらよいか、話し合うのも学校運営協議会の役割だと考える。本日の参加の方々も今後とも、それぞれの立場で子どもを見守り、地域で子どもを育てることを念頭に市に連携協力をしていこう。

(沢崎委員長)

時間になったので、協議を終了する。議長の任を解かせていただく。

5 その他

(事務局)

- (1)いじめ防止の啓発品（ファイル、付箋紙）について
 - (2)第2回「いじめのないまちづくりネットワーク」の開催について
 - (3)本日の議事録（案）の確認スケジュールについて
- 以上について、説明、連絡を行った。

6 閉会